

災害時等における災害救助犬の出動に関する協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク（以下「乙」という。）は、和歌山市内において大規模災害等が発生した場合に、被災者の捜索救助活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象とする事象）

第1条 甲は、和歌山市内において次の各号に掲げる事象が発生した場合、乙に対して災害救助犬の出動を要請することができる。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合

（2）「和歌山市危機管理指針」（平成20年8月20日付け、和字第58号）第4章第1及び「和歌山市特定危機事象対処計画」別表に定める特定危機事象が発生した場合
（出動要請）

第2条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して文書で災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭での要請も行えるものとする。その後、速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第3条 乙は、前条の規定による出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに災害救助犬チームの構成及び現場到着予定時刻、場所等必要な事項を甲に通知するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（捜索活動の指揮統制）

第4条 乙は、甲からの要請により、乙を含む複数の災害救助犬団体が活動する場合において、災害救助犬団体全体の捜索活動の指揮統制を担うものとする。

（捜索活動の実施）

第5条 乙に属する災害救助犬チームの構成員は、出動した災害現場においては、第2条の規定による出動要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

（捜索活動の終了の報告）

第6条 乙は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は捜索活動の続行が不可能となったときや不要になったときは、甲に文書で報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1項の規定による出動に関する乙の経費（交通費、宿泊等）は、乙の負担とする。

（損害賠償）

第8条 乙は出動中に事故等が発生した場合は、自らの責任において対処することとし、甲に賠償等を求めることはしない。

（訓練への協力）

第9条 甲及び乙は、互いの訓練に協力し、災害時の対応について連携を深める。

2 前項の訓練の協力に関する費用は、原則として互いの自己負担とするものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、担当責任者を定め、又は変更したときは、その氏名及び緊急連絡先を互いに通知するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、いずれからも異議の申し入れのない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和6年8月21日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市

尾花正啓



乙 東京都渋谷区神宮前6-23-4
特定非営利活動法人災害救助犬ネットワーク

津田 光

